

### 鎌倉市建築基準条例に基づく手数料の内容（平成 27 年 4 月 1 日施行）

許可の内容	金額	市建築基準 条例	条例施行日	説明
大規模な建築物 の敷地と道路と の関係	27,000 円	6 条	27.4.1	市建築基準条例の制定に伴い、現 行の市住宅地下室の容積率緩和条 例、市斜面地建築物条例及び現行の 県建築基準条例から市建築基準条例 に移行する許可に係る手数料を平成 27 年 4 月 1 日から徴収するもので す。  許可の内容の詳細は、条例本文を ご覧ください。
敷地と道路との 関係	27,000 円	11 条	27.4.1	
木造の校舎と隣 地境界との距離	27,000 円	14 条	27.4.1	
大規模店舗及び マーケットの敷 地と道路との関 係	27,000 円	26 条 3 項	27.4.1	
興行場等の敷地 と道路との関係	27,000 円	32 条 3 項	27.4.1	
興行場等の建築 物の制限の緩和	27,000 円	43 条 3 項	27.4.1	
自動車用の出口	27,000 円	45 条 1 項	27.4.1	
3 章（斜面地建築 物）適用除外	27,000 円	56 条 1 項	27.4.1	
4 章（地盤面の指 定等）適用除外	27,000 円	56 条 2 項	27.4.1	
既存建築物に対 する制限の緩和	27,000 円	59 条 2 項、 4 項 1 号、2 号	27.4.1	

上記の市建築基準条例に基づく許可のいずれか 2 以上の許可を同時に申請する場合には、これらの申請を 1 件の申請とみなします。